

# ごかの お知らせ

(No.481)

## お知らせ

### 行政相談

(総務課)

毎日の暮らしの中で、分かりづらい道路案内標識、階段に手すりがなく不安など、困っていることはありませんか。

このような時は、行政相談委員にご相談ください。町では、細井博さんが行政相談委員として活動しています。

また、合同相談会・町行政相談所を次のとおり開設します。ご相談は無料・秘密厳守ですので、お気軽にご相談ください。

### ○合同相談

◆日時 11月26日(木)

午前10時30分～午後3時

### ◆場所

下妻公民館2階 大会議室

### ○町行政相談所

◆日時 10月19日(月)

午前9時～正午

◆場所 役場1階 小会議室

### ○お問い合わせ

◆総務省茨城行政評価事務所  
行政相談課

☎0570-090110

### ◆総務課 秘書広報G

☎(84)1111 (内線214)

### 臨時福祉給付金の申請受付

(健康福祉課)

消費税率引き上げの影響等を踏まえ、平成27年度分の住民税が課税されない方に対して、臨時特例的な給付措置を実施します。

対象となると思われる方へ、8月下旬に申請書を送付しております。同封した留意事項等をよくご確認いただき、申請期間内に申請してください。

### ○支給対象者 平成27年度分の

住民税が課税されない方

※住民税において、課税者の扶養となつている場合や、生活保護制度の被保護者となつている場合は除きます。

### ○支給額

1人につき6,000円

### ○提出書類

①臨時福祉給付金申請書(請求書)

②申請・受給者の方の本人確認書類(代理申請・受給を行う場合は、代理人の本人確認書類も必要となります)

③受取口座の通帳またはキャッシュカードの写し

※③については、内容により添付が不要となる場合があります。

### ○申請期間

平成28年2月1日(月)まで

※申請期限までに申請が行われなかった場合、給付金を支給できませんのでご注意ください。

### ○お問い合わせ

健康福祉課 社会福祉G

☎(84)0006 (直通)

### 子育て世帯臨時特例給付金の申請はお済みですか

(健康福祉課)

子育て世帯臨時特例給付金の申請期限は、11月9日(月)までです。

申請期限までに申請が行われなかった場合、給付金を支給できませんのでご注意ください。

※申請書は、給付対象者の方へ6月初旬に郵送しております。(申請書を紛失してしまった場合は、役場にて再交付します。)

### ○お問い合わせ

健康福祉課 社会福祉G

☎(84)0006 (直通)

### 「五霞町ふるさと応援寄附金」リニューアルします

(政策財務課)

全国の方から応援いただいた「ふるさと納税制度」の更なる制度活用のため、10月9日からリニューアルを行います。

株式会社サイネックスへ一括業務代行を依頼し、特典商品の充実、制度に付随する事務業務の代行、全国へのシティブロモーションを一層進め、五霞町をPRするとともに地域活性化を図っていきます。

### ○申込み方法

WEBからも申し込みができるようになります。

### ○寄附納入方法

クレジットカード、コンビニ納入もできるようになります。

### ○お礼の品

寄附金額1万円から、金額に応じて米など35品目の中から選ぶことができます。10月9日から町公式ホームページにて周知します。

### ○お問い合わせ

政策財務課 財務G

☎(84)1111 (内線222)